

も繋がりが深い。今回のイギリスのEU離脱で、シティーからパリやフランクフルトに金融の中心地が移る可能性もあり得ますから、その影響を強く受けるのが香港です。

スコットランドがイギリスからの独立を模索する動きに似ていて、同じ英連邦だったのですから、先行き不透明な国家体制が続けば「香港イグジット」が起り得る。さすがの習近平も、各国のメディアが多数詰めている香港で表立って弾圧はできないでしょう。

知人の香港在住のイギリス人は、選挙が行われないからとの理由で香港を離れました。香港が中国から独立すれば、場合によっては深圳も上海も、というドミノ現象が起らないとも限りません。それこそ、香港の動きが中国崩壊の引き金になりか

ねない。その意味でも、今回のイギリスのEU離脱は中国にとって痛手で、中国にプラスになるとは到底考えられません。

上念 香港の他にも内モンゴル、ウイグル、チベット、台湾と中国から独立したいと思っている国は複数あります。その動きが、今後はますます加速しそうですね。習近平はほくそ笑むどころか、怯えているのではないのでしょうか。

高橋 中国の立場に立って今回のイギリスのEU離脱を見れば、「やっぱり民主主義はダメだ。選挙や国民投票などどんでもない」ということになるのではないのでしょうか。日本でも「国民投票は危険だ」というようなことを言っている人が多くいます。

私は民意が示されたのだからそれに従うのは当然で、悪いことだとは

思わないのですが、「エリート主義じゃないとダメだ」とか「ポピュリズムに陥る」といった意見が日本でも多く聞かれる。それこそまさに、イギリスのEU離脱を受けた中国政府の本音ではないのでしょうか。

上念 中国政府の意見を代弁している日本のメディア報道や左翼たちの言動を見て、習近平はほくそ笑んでいることでしょうか(笑)。

たかはし しょういち

一九五五年、東京都生まれ。八〇年、大蔵省(現財務省)入省。理財局資金企画室長、内閣参事官など歴任。小泉内閣、安倍内閣では、政経の司命塔として活躍。〇七年には財務省が隠す埋蔵金を公表、〇八年に山本七五郎受賞。政策シンクタンク「政策工房」会長。慶応大学教授。著者に「中国GDPの大嘘」論議社 など多数。

じょうねん つかさ

一九六九年、東京都生まれ。中央大学法学部法律学科卒業(在学中は日本最大の弁論部、辯論学会に所属。日本長期信用銀行、臨海セミナーを経て独立。二〇〇七年より、経済評論家、勝間和代氏と株式会社「監査と分析」を設立。二〇一〇年、米田イエルル大学経済学部の浜田宏二名誉教授に師事し、薫陶を受ける。著書に「経済で読み解く明治維新」(ベストセラー)など多数。

総力大特集 中国は本気だ!

中国軍機「攻撃動作」を 私が敢えて 告発した理由

織田邦男

元空将



中国は「力の信奉者」

もう二十年以上も前のことになる。米國に留学中、中国から亡命した准教授に大変お世話になった。彼は天安門事件で母國に愛想を尽かし、そのまま米國に亡命した科学者だった。筆者が帰國後になるが、彼はもうほとぼりが冷めたと思つて中國に帰國したところ、空港で逮捕され、いまもお獄中にいるという。

筆者は彼に質問したことがある。

「中国つてどういう国ですか?」。彼は即座に答えた。「中国とは?」「二人のカール」を愛する国です」と。その二人が、『戦争論』を著した「カール・フォン・クラウゼヴィッツ」と『共産党宣言』を著した「カール・マルクス」であることを知ったのはこのことである。

二人に共通しているのは「力の信奉者」であること。つまり、中国の本

質は「力の信奉者」なのだという。「戦争が止まるときは両者の武力が均衡したときだけ」というテーゼを信奉し、平和は戦間期だと認識する。また、「戦争は血を流す外交であり、外交は血を流さない戦争」「戦争は他の手段をもつてする政治の延長」と確信している。

だからこそ、中国は「世論戦、心理戦、法律戦」という「三戦」を駆使し、戦わずして勝つ「不戦屈敵」を最

東シナ海 空自機を正面から威嚇

中国機「前例ない接近」

中国空軍の戦闘機が、日本の領海に侵入し、日本の戦闘機と正面から接近した。中国側は「領海侵犯」と主張し、日本側は「領空侵犯」と主張する。双方は緊張を高める見込みだ。



政府関係者認める

中国空軍の戦闘機が、日本の領海に侵入し、日本の戦闘機と正面から接近した。中国側は「領海侵犯」と主張し、日本側は「領空侵犯」と主張する。双方は緊張を高める見込みだ。

中国空軍の戦闘機が、日本の領海に侵入し、日本の戦闘機と正面から接近した。中国側は「領海侵犯」と主張し、日本側は「領空侵犯」と主張する。双方は緊張を高める見込みだ。

6月30日付産経新聞1面

良の戦略とする。他方、「流血を覚悟して初めて流血無き勝利が得られる」という言葉も信奉する。

経済、軍事とも未熟な時代、鄧小平は「韜光養晦・有所作為」能力を隠しながら力を蓄えつつ、取るべきものは最低限取るを外交方針とした。だが、改革開放政策で一九九〇年代から急速な経済成長を遂げ、二〇一〇年には日本を抜いてGDPは世界二位になった。いまや、名目GDPは日本の二倍以上である。

経済成長に並行して驚異的な軍拡を図ってきた。国防費は二十七年連続二桁の伸び(二〇一〇年のみ九・八%)を示し、いまや一九八九年の四十一倍、過去十年でも約四倍に膨れ上がった。実力をつけてきた中国は、徐々に本心を表す。

習近平は「韜光養晦」の方針をかなで公船(海警)が接続水域や領海に侵入してくることは、しばしばあった。だが、中国海軍が尖閣諸島周辺の接続水域に入ったのはこれが初めて

ぐり捨て、力を剥き出しにして取れるべきものを最大限取っていく路線に転じた。

日本近海で活発な動き

二〇〇九年三月、南シナ海公海上で、米海軍音響測定艦「インベッカブル号」の航行を妨害する暴挙に出た。二〇一三年一月には、海自艦艇およびヘリに対する火器管制レーダー照射というプロフェッショナルにあるまじき行為に及ぶ。

二〇一三年九月、オバマ大統領が「世界の警察官」放棄発言をするや、力による現状変更の動きを一挙に加速させた。十一月には東シナ海に防空識別圏を一方的に設定し、十二月には南シナ海で米イージス艦「カウペンス」の航行を妨害。

二〇一四年一月には、南シナ海に中国軍機は一線を越えた

中国軍機は一線を越えた

十五日には、今度は中国海軍ドンディアオ級情報収集艦が、口永良部島周辺の領海を侵犯した。二〇〇四年、中国海軍漢級原子力潜水艦が先島諸島周辺の領海を侵犯して以来、二回目の事案である。

中国国防省は、「トカラ海峡は『国際航行に使われている海峡』で、自由に航行できる」と強弁する。だが日本政府は、「屋久島や奄美

漁業管轄権を一方的に設定し、五月には西砂諸島でベトナムと衝突しながら、石油掘削作業を開始した。

この頃から加速させた南シナ海の岩礁埋め立ては、二〇一五年三月には「海の万里の長城」と言われるまでになった。

二〇一六年一月、米国の抗議を無視して、ファイアリークロス礁に新設した三千メートル級滑走路で実機による試験飛行を開始。また、フィリピンが提訴した国際常設仲裁裁判所の裁定には従わない旨、堂々と公言した。まさに「力の信奉者」の面目躍如たるものがある。

今年の六月に入り、東シナ海でも中国海空軍の動きが俄然、活発化してきた。六月九日、中国海軍ジャンカイ級フリゲート艦一隻が尖閣諸島周辺の接続水域に侵入した。これま

群島付近のトカラ海峡は国際的な船舶航行がほとんどなく、国連海洋法条約で定める「国際海峡」には該当しない」と反論し、懸念を示した。

国際法上、軍艦であっても領海内の無害通航は認められている。ただ中国は、自国の領海においては無害通航の事前承認を求めている。今回は日本に対して事前承認を申請していないし、通知もしていない。

本来なら、口永良部島周辺の領海であっても無害通航なら問題ないわけだが、それでは事前承認を求める自己の主張とダブルスタンダードになってしまう。この批判をかわすために、あえて「国際海峡」を主張したものとと思われる。

翌十六日、今度は沖縄・北大東島の接続水域に、同じ中国海軍情報収集艦が侵入している。

活発な活動は海上だけではなかった。これらの動きとあわせるように、東シナ海上空では、中国空海軍の戦闘機がこれまでにない異常な挑発行動をとるようになった。

これまでは中国軍戦闘機はある程度、抑制された行動をとっていた。ある一定ラインまで南下すれば、踵を返して戻っていった。少なくとも、一定ラインを越えて大きく尖閣諸島方面まで南下することはなかった。軍用機による尖閣諸島周辺の領空侵犯は、これまで一度もない。

だが、状況は一転した。これまでの暗黙の了解ともいえるラインをやすやすと突破し、尖閣諸島方面に南下するようになったのだ。これに対し、スクランブルする空自戦闘機に対してカウンター機動をとり、危険な挑発行動をとるようになったとい

う。武装した戦闘機同士がミサイル射程圏内で相まみえるのは、極めて危険なことである。

日本政府は「領土、領海、領空を断固として守るという観点から、引き続き、わが国の周辺海空における警戒監視活動を万全にするとともに、国際法、自衛隊法に従い、厳正な対領空侵犯措置を実施していきたい」と述べた。是非そうしてもらいたいところだが、空自が任務遂行するにあたり問題はないのか。筆者は過去の経験から、これから現場は大変厳しい局面に立たされると危惧する。

筆者はあるインターネットのニュースサイトで、「もはや空自による戦術レベルの対応だけでは限界かもしれない。上空での中国軍の危険な挑発行動は、いち早くこれを公表し、国際社会に訴え『世論戦』に持ち込む

ことが必要である」と述べた。

「戦術レベルの対応だけでは限界」と述べたのは、自衛隊の装備の問題でもなければ操縦者の練度の問題でもなく、法制上に大きな欠陥があることを指摘したかったからだ。

手足を縛られた自衛隊

自衛隊法第6章には、防衛出動をはじめとして治安出動、海上警備行動、警護出動、領空侵犯措置等々、「自衛隊の行動」が規定されている。

そして第7章には、各々の行動について、自衛隊あるいは自衛官がどこまで武器の使用ができるかという「権限規定」が定められている。だが、奇妙なことに「領空侵犯措置」だけが唯一、「権限規定」がない。この法的不備はあまり知られていない。

実は、この問題が現場を一番悩ま

せているのだ。筆者も現役時代に悩んだ一人である。この法的不備については、冷戦時代から制服サイドは事あるごとに指摘し、改善を要望してきた。だが、おざなりにされ、昨年の安保法制でも手付かずだった。

自衛隊法84条「領空侵犯に対する措置」は次のとおりである。

「防衛大臣は、外国の航空機が国際法規又は航空法その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したときは、自衛隊の部隊に対し、これを着陸させ、又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることができる」

これが任務規定である。だが不思議なことに、この対領空侵犯措置任務を遂行するに当たって、どこまで武器を使用しているかが書かれていないのだ。

自衛隊法制定当時の関係者である宮崎弘毅氏は、『日本の防衛機構』のなかで次のように記している。

「自衛隊第7章の権限規定は、自衛隊が行動する場合、その任務遂行の際に付随して生ずるおそれのある国民の自由と財産に侵害を加えることに対し、自衛隊の実力行使に制限を課した警察権の規定であって、自衛隊の行動に際しての全ての権限を規定したのではない。(中略)

領空侵犯措置行動のような自衛権の発動としての行動に対しては、国際条約、国際法規、慣例に基づく原則が適用され、Armed Forcesとしての原則に基づく行動の準則が基準となる」

領空侵犯は防げない

自衛隊法策定当時は、「国家、国

民は確立された国際法規(国際慣習法)及び条約の遵守義務があり、条約を締結すれば国際法上の権利、義務が発生し、国内法上の効力が生じ

る。従って、国内法に規定がないのでできないということはない」という共通認識があったようだ。いわゆる「ネガティブ・リスト」の解釈である。

「政府の法制関係者は、国内法に規定しなければできないとの見解を有しているが、これは間違っている」とまで宮崎氏はいう。

だが、防衛法関係法令に詳しい安田寛氏は『防衛法概論』のなかで、「策定当時の認識はどうあれ、現在は)法律に明示されていないことは何もできない」「一般論はともかく、自衛隊の行動については、すべからず法律に明示していなければならぬ」と記している。

長年の国会答弁の積み重ねで、

まはこの「ボジティブ・リスト」解釈が定着している。簡単に言うと、正当防衛、緊急避難の武器使用は別として、領空侵犯措置任務遂行のための武器使用は認めないということだ。

某裁判長経験者はこうまで言う。

「84条の職務規定を拡大解釈して武器使用権限も含めているとの解釈では裁判所は説得できない。(中略)

権限規定がないということは、自衛隊機には領空侵犯措置の任務は付与するが、侵犯機がこれに応じない場合でも、武器を使用してまで領空から退去あるいは強制着陸させるべき強制的権限を与えないという国家意思と解さざるを得ない」

これでは、いくら戦闘機が高性能であつても、また隊員がいくら優秀であつても、中国軍機による領空侵

犯は防ぎようがない。

冷戦時は、空自の主対象はソ連の爆撃機であった。米ソ対立のなかで、ソ連の行動は抑制的かつ理性的であった。だが、いま主対象が「ソ連」から「中国」になり、「爆撃機」から「戦闘機」に変わった。しかも、中国は尖閣の実効支配を力づくで奪おうとしている。

「領海」と「領空」の違い

「冷戦時代でも対領空侵犯措置任務が果たせたのだから今後果たせるだろう」と、もし安易に考えていたとしたら、それは大きな誤りである。

国際法的には、領空は「絶対的かつ排他的な主権」を有する。領空が領海と違うのは「絶対的」であるところであり、領海のように「無害通航」は認められていない。したがっ

て、軍用機による領空侵犯は国際慣例上、「強制着陸」させるのが通例であり、それを拒否した場合、「撃墜」することは排除されていない。

最近では二〇一四年三月二十三日、トルコ空軍がシリア空軍戦闘機MIG-29を撃墜した事例がある。トルコ空軍が国境に接近するシリア空軍MIG-23戦闘機二機を確認して四度にわたって警告したが従わず、うち一機が領空に侵入した時点で、トルコ空軍F-16戦闘機がミサイルでこれを撃墜した。国際社会では、独立国家として正当な自衛行動として何ら問題にはされていない。

昨年十一月二十四日の事例も記憶に新しい。トルコ空軍F-16が、トルコ領空を侵犯したロシア空軍SU-24を撃墜したのだ。この時は、相手が軍事大国ロシアであり、さすが

にトルコ政府も慎重に手順を踏んで対応している。

二〇一五年九月末から、ロシア空軍はシリア内の「イスラム国」空爆を開始した。その際、空爆への飛行経路において、トルコ領空の侵犯を繰り返した。このため、トルコ政府はロシア大使を呼んで嚴重注意している。だが、その後も繰り返したため、今度はNATOとして抗議声明を發出し、トルコ政府も再度警告を發した。これに対し、ロシア軍幹部がトルコを訪問し、釈明している。

しかしその後も領空侵犯を繰り返

したため、最後には撃墜に及んだ。ロシアは警告がなかったと抗議はしたものの、国際社会ではトルコ政府を非難する声は聞かれなかった。

最近の尖閣諸島周辺の動向から察するに、中国軍機による領空侵犯は時間の問題かもしれない。その時、空自は国際慣例に基づき、毅然かつ適切な対応ができるのだろうか。

「領土、領海、領空を断固として守るといふ観点から、(中略)国際法、自衛隊法に従い、厳正な対領空侵犯措置を実施して」いくには、先ず自衛隊法の改正が急務である。「権限規

定」がないまま、いくら「領空を断固守り抜く」と繰り返しても、現場には「虚しい掛け声」に響きただけである。

領空侵犯は明日にも

誤解を避けるためにあえて言うが、筆者は何も領空侵犯したら直ちに撃墜すべきだ、と主張しているのではない。「撃墜」という最後の手段が担保されなければ、領空侵犯を未然に防止することも、そして侵犯されたときに「強制着陸」させることも難しい。

「抑止力」というのは「能力」と「意志」

難しいことはわかりませんが、お金の増やし方を教えてください！

東大卒 外資系証券や保険など金融各社を渡り歩いた「お金のプロ」が教える 誰でもできて、なるべく安全なお金の増やし方

山崎元 大橋弘祐 著

からなっており、その強い意志を公表することによって初めて抑止は機能する。空自戦闘機が「撃墜」できる「能力」を有しているも、法的根拠という国家の「意志」がなければ「抑止力」は効かない。

上空で飛行機を停止させることはできないし、臨検もできない。まして、縄をかけて引つ張ってくるということはできないのだ。相手は「撃墜」という最後の手段に恐れをなして、「強制着陸」に応ずるわけである。最後の手段が担保されないままでは、「領空を断固守り抜く」ことは非常に難しいと申し上げているのだ。

過去、改正の動きは一度あった。一九八八年（昭和六十三年）十月、自民党防衛法制小委員会が改正案を検討し、国会上册寸前までいった。だが、なぜか上程には至らなかった。その時の改正案は次のとおりである。

トルの滑走路が建設され、軍用機が常駐して地対空ミサイルが配備されている。

一九八五年には、ソ連がカムラン湾から撤退を始めた。力の空白に乘じ、一九八八年から中国軍は南沙諸島に侵出し始めた。一九九二年には、米海軍がフィリピンのスービック湾から、米空軍がクラーク基地から撤退を決めた。

力の空白を見透かした中国は、すかさず「領海法」を設定して南沙、西沙諸島、そして尖閣諸島を自国の領土と明記した。そして一九九五年にはミスターフ環礁を力づくで奪い、一九九八年にはスカボロー環礁に侵出し始めている。

尖閣諸島周辺空域に力の空白を作ってはならない。空自の能力と覚悟は相当高いレベルにある。だが、そ

84条の「退去させるための必要な措置」を「退去させその他これを排除するため必要な措置」とし、第7章に次の「権限規定」を追加する。
「第84条の規定により必要な措置を命ぜられた自衛隊の部隊は、わが国の領域を保全するため、必要な武器を使用することができる」

「前項の規定により武器を使用するに際しては、第88条2項の規定を準用する」

（参考・第88条2項（防衛出動時の武力行使）前項の武力行使に際しては、実際の法規及び慣例に拠るべき場合にあつてはこれを遵守し、かつ、事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならないものとする）

この改正案ならば、現場の悩みはかなり軽減される。だが、これは防衛出動下令前の自衛権行使を意味

れを運用する法的不備から力の空白が生まれようとしている。ますます挑発的になる中国軍機に対して、自衛隊は引き続き毅然と対応しなければならぬ。

だが、中国軍の挑発に乗ってはならない。また、中国軍へ武力行使の口実を与えてもならない。さりとて、余計な刺激を避けようと、こちらが引くだけでは日本の弱腰を見透かされ、中国軍の行動はさらにエスカレートし、領空侵犯に及ぶ可能性がある。

この綱渡りのような難しい任務の障害になっているのが、権限規定のない領空侵犯措置という法制の欠陥なのだ。

法的不備是正は喫緊の課題

中国はいま、サラミをスライスす

し、従来の解釈と整合するのだろうかという疑問が浮かぶ。いずれにしても、この問題解決は喫緊の課題である。明日あるかもしれない領空侵犯をどう防ぎ、どう領空を守るかという根本的問題がかかっている。

「力の空白」を作るな

中国は「力の信奉者」である。決して「力の空白」を作ってはならない。「力の空白」には躊躇なく入り込むのは、「力の信奉者」の常道である。

一九七三年、ベトナムから米軍が撤退するや、西沙諸島に力の空白ができた。この機会を見逃さず、翌年、中国軍はベトナム軍が占守中の「永興島（バラセール）」を軍事占拠した。

この時、ベトナム海軍は艦艇一隻を失い、三十四名の犠牲を出している。いまや永興島には二千六百メートルのように少しずつ踏み込み、自衛隊と政府の対応を瀬踏みしている。「力の信奉者」中国は力の空白を見透かした瞬間、容赦なく侵入してくるだろう。その時、日本は適切に対応できるのか。まさに正念場を迎えようとしている。

現場に丸投げし、自衛官の犠牲的精神に依拠するだけであれば、それはもはや政治とはいえない。政府は是非、現場と危機意識を共有して欲しい。昨年の安保法制整備は決して終わりではない。手付かずだった領空侵犯措置の法的不備の是正は、喫緊の課題なのである。

おりにくにお

一九七四年、防衛大学校卒業、航空自衛隊入隊、F-4戦闘機パイロットなどを経て、八三年、米国の空軍大学へ留学。九〇年、第301飛行隊長、九二年、米スタンフォード大学客員研究員、九九年、第6航空団司令などを歴任、二〇〇五年、空将、〇六年、航空支援集団司令官、イラク派遣航空師団指揮官、〇九年に航空自衛隊退官。